

西都市社会教育関係団体登録の手引き

令和8年2月

西都市社会教育課

〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町 2-1
電 話 0983-32-1180
FAX 0983-43-2067

目 次

第1章 社会教育について	3
1 社会教育とは	3
2 社会教育関係団体とは	3
3 社会教育と生涯学習との関係	4
4 社会教育関係団体の登録と承認要件	5
第2章 登録申請手続き	6
1 登録申請手続きの流れ	6
2 登録申請に必要な書類	7
第3章 西都市社会教育関係団体への支援内容について	8
1 施設使用料の減免	8
2 施設の優先予約	8
3 市ホームページ等を活用した広報	8
第4章 登録後の社会教育関係団体について	9
1 登録の抹消について	9
2 更新手続きについて	9
3 登録した事項に変更があった場合について	9
第5章 Q & A	10
1 Q & A	10
第6章 各種様式・記入例	11
1 社会教育関係団体登録申請書（様式第1号）	11
2 社会教育関係団体役員・会員名簿（様式第2号）	12
3 社会教育関係団体活動計画書（様式第3号）	13
4 団体紹介資料（様式第4号）	14
5 社会教育関係団体登録更新届（様式第5号）	15
6 社会教育関係団体登録変更届（様式第6号）	16
7 規約例	17
第7章 関係法令	18
1 社会教育法	18
2 西都市公民館条例	20
3 西都市社会教育関係団体登録要領	22

第1章 社会教育について

1 社会教育とは

社会教育については、社会教育法第2条で次のように規定されています。

「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

つまり、社会教育とは、社会で広く行われている、人々の自発的な学習活動を教育的に支援しようとする働きかけのうち、学校教育以外で組織的に行われる活動ということになります。なお、組織的に行われる活動とは、活動が計画的で、ある程度の規模と構成を持って展開される活動を指します。

2 社会教育関係団体とは

社会教育関係団体とは、学習、文化、スポーツなどを通して、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、自主的な運営を行っている団体のことを言い、法人であるか否かは問いません。

(1) 社会教育に関する事業とは…

技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をよくするために行われる学習・文化・スポーツ等の活動のことです。

【活動例】

- ・学習活動（講演、講習、研修、話し合いなどの形態によるもの。）
- ・体育、レクリエーション活動（各種スポーツ、野外活動など。）
- ・文化、芸術、芸能活動（園芸、手芸、写真、音楽、絵画、演劇、神楽など。）
- ・ボランティア活動（本の読み聞かせ、社会教育ボランティア活動^{※1}など。）

※1 自らの意思で社会教育活動に関わり、学習や体験、社会貢献を行う活動のこと

(2) 自主的な運営とは…

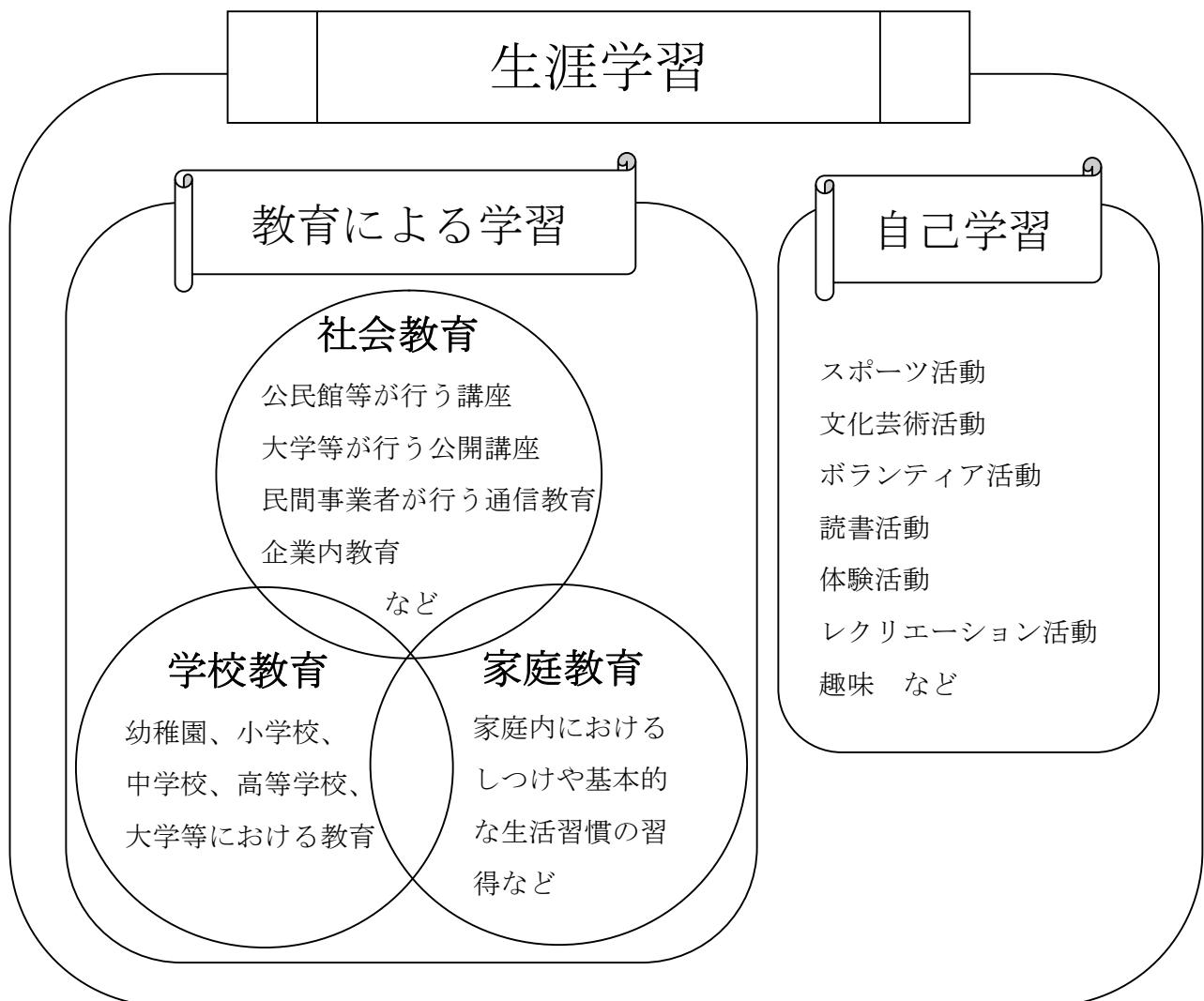
学習、文化、スポーツ等の活動を行おうとする人たちが、自発的に団体をつくり、目的、活動内容、運営組織、役員、会費等を会員同士で話し合い、活動を進めいくことです。したがって、塾や各種教室のような講師が中心となり月謝を取って活動している団体や会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体は社会教育関係団体ではありません。

3 社会教育と生涯学習との関係

「生涯学習」は、社会教育や学校教育のほか、組織的に行われない個人的な学習や家庭教育なども含むことから、社会教育より広い活動を対象とする概念であり、生涯学習の特徴を表すものとして次の3点が挙げられます。

- (1) 生活の向上や職業上の能力の向上、自己の充実を目指し、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするもの。
- (2) 必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うもの。
- (3) 学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるもの。

つまり、社会教育と生涯学習との関係は、次の図のようになります。



4 社会教育関係団体の登録と承認要件

本市では、社会教育に関する事業を継続的かつ計画的に行う団体に対し、「西都市社会教育関係団体」として登録する制度を設けており、次の要件をすべて備える団体を承認いたします。（西都市社会教育関係団体登録要領第2条）

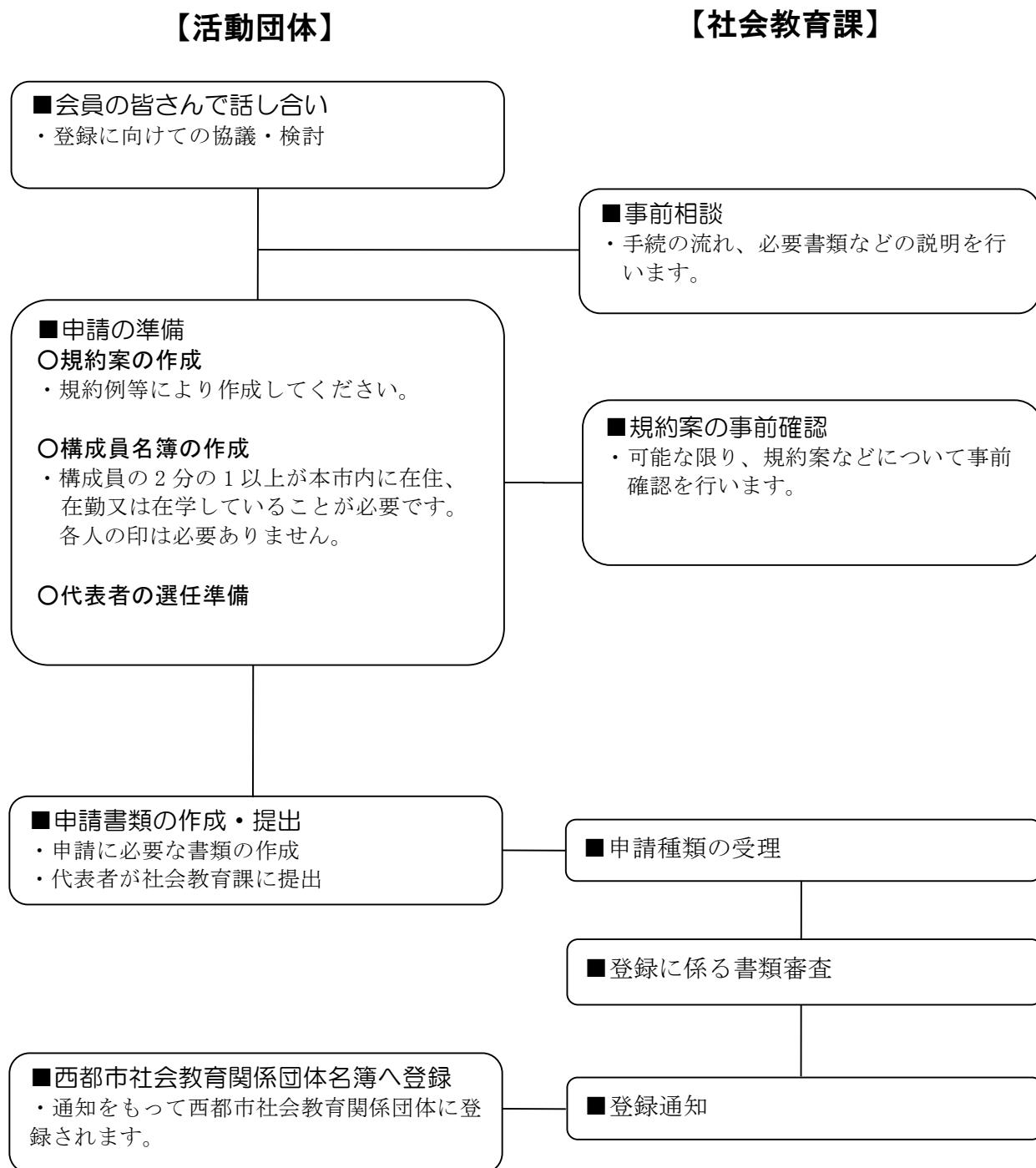
- (1) **国又は地方公共団体の支配に属さない団体であること。**
- (2) **社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として、継続的かつ計画的に活動するものであること。ただし、次に掲げる行為を行わない団体であること。**
 - ア 営利を目的とした事業又は営利事業を援助する行為
 - イ 特定の政党の利害に関する行為
 - ウ 公の選挙に関して特定の候補者を支持、又はこれに反対する等の政治的行為
 - エ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為
 - オ 市民の生活又は市内の事業活動に不当な影響を与える行為その他社会的な非難を受けるおそれのある行為
- (3) **団体の構成人員がおおむね5人以上で、構成員の2分の1以上が本市内に在住、在勤又は在学していること。**
- (4) **団体の組織及び活動のための規約や会計を有しており、団体の主たる活動の場及び活動の本拠としての事務所を本市内に有すること。**
- (5) **誰でも加入が可能であること。**
- (6) **会員相互の親睦交流のみを目的とする団体でないこと。**
- (7) **団体の代表者、役員及び構成員が、その団体の事業活動によって個人的な利益（報酬）を得ないこと。**
- (8) **団体の代表者、役員及び構成員に暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。**
- (9) **本市が行う社会教育に関する事業に、積極的に協力できること。**

次のような団体は社会教育関係団体とは認められません

- ・営利が目的となっている団体（塾、スクールなど）
- ・講師中心の団体（講師が会員の募集を行っている、活動の進め方や学習内容を講師のみで決めている、講師が団体の代表者や事務局となっているなど）
- ・企業や学校で行われる部活動やクラブ活動など市民に開かれていない団体
- ・会員相互の親睦や交流が主な目的で、社会教育事業を行うことが目的でない団体
- ・不定期な活動を行う団体（事業計画があることが求められます。）

第2章 登録申請手続き

1 登録申請手続きの流れ



2 登録申請に必要な書類

登録申請には次の書類が必要です。 (各様式や記入例は巻末参照)

必要書類	留意事項等
①社会教育関係団体登録申請書（様式第1号）	代表者による押印は、認印で構いません。
②規約	規約例を参考に作成してください。 可能な限り提出前に社会教育課の点検を受けてください。
③収支予算書	団体の会計内容がわかる書類を提出ください。
④社会教育関係団体役員・会員名簿（様式第2号）	構成員全員の氏名・住所を記載したもの。 ※この名簿により、登録要件の相当数（過半数以上）が構成員となっていることを確認します。 ※構成員には法人は含まれません。
⑤社会教育関係団体活動計画書（様式第3号）	団体の年間の活動計画を確認します。 ※前年度の事業活動報告の記載のあるものでも構いません。
⑥団体紹介資料（様式第4号）	団体の活動内容やPRなどを記載ください。 ※社会教育課で文言や体裁を整えます。

第3章 西都市社会教育関係団体への支援内容について

1 施設使用料の減免

西都市社会教育関係団体に登録された団体は、西都市公民館や各地区館をその団体の活動目的で使用するときには使用料を減免することができます。（西都市公民館条例第7条第2号）

2 施設の優先予約

西都市社会教育関係団体に登録された団体は、西都市公民館や各地区館の利用の際、予約受付可能期間（予約は原則2か月前から受け付けています。）に関係なく予約を受け付けます。

3 市ホームページ等を活用した広報

西都市社会教育関係団体に登録された団体は、団体の紹介や会員の募集、活動内容の掲載などについて、市ホームページやお知らせ等を活用しての広報での支援を受けることができます。

第4章 登録後の西都市社会教育関係団体について

1 登録の抹消について

登録された西都市社会教育関係団体が以下に該当するときは、登録を取り消すことがあります。（西都市社会教育関係団体登録要領第8条第1項）

- ① 登録団体が解散し、又は西都市社会教育関係団体登録要領第2条に規定する基準に適合しないと認めたとき。
- ② 不正な手段により登録を受けたとき。

また、教育委員会は、必要があると認めたときは、登録団体の活動について事情を聴き、又は必要な書類の提出を求めるすることができます（西都市社会教育関係団体登録要領第8条第2項）。

2 更新手続きについて

西都市社会教育関係団体の登録は年度更新となります。西都市社会教育関係団体登録更新届（様式第5号）に前年度の収支決算書を添えて、社会教育課に提出ください。

また、役員や会員に変更があった場合には社会教育関係団体役員・会員名簿（様式第2号）を、広報している掲載内容等について変更があった場合には団体紹介資料（様式第4号）など変更がわかる書類を添えて提出ください。

3 登録した事項に変更があった場合について

登録を受けた後、その年度内において、団体名や代表者、規約内容などを変更する場合は、西都市社会教育関係団体登録変更届（様式第6号）を社会教育課に提出してください。

翌年度からの変更の場合は西都市社会教育関係団体登録更新届（様式第5号）の提出の際に、変更となる内容がわかる書類を添えて提出ください。

第5章 Q & A

1 Q & A

Q1 市外在住者は団体の代表者になれますか？

【A】市外在住の方が団体の代表者になることは問題ありません。ただし、事務所は本市内に置く必要がありますのでご注意ください。また、申請書に記載する連絡先についても本市内の方を記載ください（社会教育関係団体登録申請書（様式第1号））。

Q2 団体の代表者と事務所の連絡先が異なっていた場合、市はどちらに連絡しますか？

【A】原則、事務所の連絡先に連絡します。市民等の問い合わせについても事務所の連絡先をご案内します。

Q3 個人情報保護の観点から、会員名簿や収支がわかる資料を提出したくないのですが？

【A】会員名簿や収支予算書等については、登録の際に必要となる書類です。必ず提出をお願いします。なお、書類の保管については、厳重かつ適切に取り扱いますのでご安心ください。

Q4 個人情報の観点から会員名簿の住所については記載を省略してもいいですか？

【A】社会教育関係団体の登録要件として、原則として構成員の2分の1以上が本市内に在住、在勤又は在学していることが必要です。この要件を確認するために、必ず記載をお願いします。書類の保管については、厳重かつ適切に取り扱いますのでご安心ください。

第6章 各種様式・記入例

1 西都市社会教育関係団体登録申請書

様式第1号（第3条関係）

西都市社会教育関係団体登録申請書

年 月 日

西都市教育委員会 殿

団体名 _____
 代表者名 _____

西都市社会教育関係団体登録要領により、下記のとおり、団体規約、団体役員名簿、事業計画書、団体紹介資料を添えて登録を申請します。

記

※太枠内に記入

団体の名称					
代表者	氏名	電話		FAX	
	住所				
事務所又は連絡先	名称（氏名）		電話		FAX
	住所				
	メールアドレス				
会員数	名	内訳	市内在住 在勤在学	名	市外 名
結成年月日			組織の区分	単独	・ 連合体（連盟等）
団体の設立経過					
団体の目的及び活動の内容					
主たる活動場所					
予算の有無	無	内訳	会費→1会員あたり（月額・年額	円）	
	有→主な財源	その他（ ）			
受付	年 月 日		区分	成人教育団体 青少年教育団体 芸術文化団体 体育関係団体 その他の団体 ()	收受印
登録	年 月 日				
番号	年 月 号				
教育長		課長	課長補佐	係長	課員
					担当
					備考

2 社会教育関係団体役員・会員名簿

様式第2号（第3条関係）

社会教育関係団体役員・会員名簿

3 社会教育関係団体活動計画書

様式第3号（第3条関係）

社会教育関係団体活動計画書

団体名 _____

年間活動計画を記入してください。

代表者名 _____

4月	10月
5月	11月
6月	12月
7月	1月
8月	2月
9月	3月

4 団体紹介資料

様式第4号（第3条関係）

団体紹介資料

太枠内に記入してください		NO.					
団体名		記入日	年 月 日				
		会員数	人				
分 野 (1つ選んでください)	教養・文芸・語学・美術・工芸・音楽・演芸・舞踊・スポーツ・生活・福祉・地域活動						
活 動 内 容							
簡単な P R (60字以内でお願いします。)							
主な活動日及び時間	週	毎週・第1週 第2週 第3週 第4週 第5週					
	曜日	月	火	水	木	金 土 日	
	時間	午前・午後	時	分	から	午前・午後	時
主な活動日及び時間 (2つ以上ある場合は記入してください。)	週	毎週・第1週 第2週 第3週 第4週 第5週					
	曜日	月	火	水	木	金 土 日	
	時間	午前・午後	時	分	から	午前・午後	時
主な活動場所	1. 2. 3.						
会 費	有・無	会 費(月額・年額)			円 その他の)		
新会員の募集	有・無	募集時期 月・随時					
ホームページの公開について	(この団体紹介資料を市のホームページ上で) 1 公開する 2 公開しない						
連絡先の公開について	1 公開する 2 公開しない						
連絡先担当者氏名				電話番号			

(注)1. 広く一般に公開(窓口及びホームページでの閲覧)をする情報です。

2. 団体活動に支障のない範囲で具体的に記入してください。

3. 社会教育課で文言・体裁等を整えさせていただきますのでご了承ください。

5 西都市社会教育関係団体登録更新届議事録

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

西都市教育委員会 殿

年度 西都市社会教育関係団体登録更新届

下記のとおり、活動を継続しているので、西都市社会教育関係団体として登録更新を届け出ます。

記

団体名			団体登録番号	
代表者名			電話	
住所			Fax	
連絡先	名称（氏名）		電話	
	所在地（住所）			
前年度活動報告			会員数	提出名簿の人数 <u>名</u>
				上記のうち 市内在住・在勤・在学 <u>名</u>
今年度活動計画				

6 西都市社会教育関係団体登録変更届

様式第6号（第7条関係）

(団体No.)

西都市社会教育関係団体登録変更届

西都市教育委員会 殿

提出日	年 月 日
ふりがな 団体名	
ふりがな 代表者	電話
住 所	〒

下記のとおり、変更したので届け出ます。

記

変更事項	1 団体名	2 代表者	3 事務所又は連絡先		
	4 その他（ ）	5 解散・登録取り消し			
旧					
新					
受付 年 月 日	処理 年 月 日				
教育委員会記入欄			区分 成人教育団体 青少年教育団体 芸術文化団体 体育関係団体 その他の団体	收受印	
教育長	課長	課長補佐			係長

7 規約例

規約を作成する場合は、次の規約例を参考に作成してください。

(名称)

第1条 本団体の名称は、○○○という。

(事務所)

第2条 本団体の事務所は、西都市○○○○○に置く。

2 本団体の主な活動場所は、西都市○○○○○とする。

(目的)

第3条 本団体は、○○○について学び、会員相互の学習・向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を継続的に行う。

- (1) 毎週（毎月）○回の活動を行う。
- (2) 成果発表のため、○○○を行う。
- (3) 会員相互の親睦を図るため、○○を開催する。

(会員)

第5条 会員の対象は、本団体の目的に賛同する市内在住・在勤・在学者・○○○とする。

(役員)

第6条 本団体（会）に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ○名
- (3) 会計 ○名
- (4) 監査 ○名
- (5) ○○ ○名

(任期)

第7条 役員の任期は○年とする。ただし、再選は妨げない。

(会費)

第8条 会費は、月額○○○円とし、会計に納める。

附 則

この規約（会則）は、令和 年 月 日から実施する

第7章 関係法令

1 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）（抜粋）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（社会教育関係団体の定義）

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（報告）

第14条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の事業）

第22条 公民館は、第 20 条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

- (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

2 西都市公民館条例（昭和38年西都市条例第20号）（抜粋）

（使用の許可）

第4条 公民館（附属設備を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、別に定める申請書を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、公民館の管理上必要があると認めたときは、前項の許可に際して条件を付けることができる。

（使用の制限）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可しない。

- (1) 秩序をみだし、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき。
- (2) 建物、附属設備等を汚損又は損傷するおそれがあると認めたとき。
- (3) その他不適当と認めたとき。

（使用料）

第6条 公民館の使用については、別表1及び別表2を適用して得た額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えて得た使用料（10円未満については切り捨てる。）を使用許可の際納入しなければならない。ただし、特別の事情があり市長の許可を得たときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体において公用又は公共の用に使用するとき。
- (2) 社会教育関係団体、地域コミュニティ団体、社会福祉関係団体その他公共的又は公益的団体がその目的のための活動で使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長において特に必要があると認めたとき。

（使用者の遵守事項）

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、別に教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 借り受けた権利を譲渡しないこと。
- (2) 借受物件を転貸しないこと。
- (3) 使用目的又は用途を変更しないこと。
- (4) その他教育委員会において指示したこと。

（設備等の制限）

第9条 使用者は、公民館に特別の設備をし、又は備えつけの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し等）

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は使用許可を取り消し、又は停止し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 第8条の規定に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) その他必要と認めたとき。

附 則

- 1 この条例は、昭和38年4月1日から施行する。
- 2 西都市公民館設置条例（昭和33年西都市条例第45号）は、廃止する。

別表1（第6条関係）

公民館使用料

区分	使用料（1時間につき）
大会議室	1,000円
その他の会議室	700円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を切り上げ、1時間とする。
- 2 公民館の燃料を使用する場合は、実費を徴収する。
- 3 冷暖房を使用した場合においては、1時間につき使用料の100分の50に相当する額を加算する。

別表2（第6条関係）

分館使用料

区分	使用料（1時間につき）
ホール講堂	400円
その他の会議室	300円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を切り上げ、1時間とする。
- 2 分館の燃料を使用する場合は、実費を徴収する。
- 3 冷暖房を使用した場合においては、1時間につき使用料の100分の50に相当する額を加算する。

3 西都市社会教育関係団体登録要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体（以下「団体」という。）の活動を支援するとともに、市民に対して団体の情報を提供するため、団体の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

（登録基準）

第2条 団体として登録する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）国又は地方公共団体の支配に属さない団体であること。
- （2）社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として、継続的かつ計画的に活動するものであること。ただし、次に掲げる行為を行わない団体であること。
 - ア 営利を目的とした事業又は営利事業を援助する行為
 - イ 特定の政党の利害に関する行為
 - ウ 公の選挙に関して特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治的行為
 - エ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為
 - オ 市民の生活又は市内の事業活動に不当な影響を与える行為その他社会的な非難を受けるおそれのある行為
- （3）団体の組織及び運営に関し、次に掲げる要件を備えていること。
 - ア 団体の構成人員がおおむね5人以上で、原則として構成員の2分の1以上が本市内に在住、在勤又は在学していること。
 - イ 団体の主たる活動の場及び活動の本拠としての事務所を本市内に有すること。
 - ウ 原則として、団体独自の会計を有すること。
 - エ 団体の組織及び活動のための規約を有すること。
 - オ 市民に広く開かれた団体であること。
 - カ 会員相互の親睦交流のみを目的とする団体でないこと。
 - キ 団体の代表者、役員及び構成員が、その団体の事業活動によって個人的な利益（報酬）を得ないこと。
 - ク 団体の代表者、役員及び構成員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。
 - ケ 本市が行う社会教育に関する事業に、積極的に協力できること。

（登録の申請）

第3条 登録を希望する団体は、西都市社会教育関係団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて西都市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- （1）団体規約
- （2）社会教育関係団体役員・会員名簿（様式第2号）

- (3) 社会教育関係団体活動計画書(様式第3号)
- (4) 団体紹介資料(様式第4号)
- (5) 団体の会計内容が明らかになる書類
(登録の認定)

第4条 委員会は、前条の申請に対し、第2条に規定する基準に適合すると認めるときは西都市社会教育関係団体として登録し、文書をもって当該団体に通知する。

2 前項の登録の期間は、登録の有効期間は登録した日からその年度の末日までとする。

(団体紹介資料の公開)

第5条 委員会は、登録団体が提出した第3条第4号に定める団体紹介資料について、その内容を市民の閲覧に供するものとする。

(登録の更新)

第6条 登録の継続を希望する団体は、毎年4月30日までに西都市社会教育関係団体登録更新届(様式第5号)を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の届が提出されたときは、第2条に規定する基準に適合しない場合を除き、更新を認めるものとする。

(登録の変更及び解散)

第7条 登録団体は、団体を解散し、又は第2条に規定する基準に適合しなくなったとき若しくは団体の規約、役員及び事務所等に変更があった場合は、速やかに西都市社会教育関係団体登録変更届(様式第6号)を委員会に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第8条 委員会は、登録団体が解散し、又は第2条に規定する基準に適合しないと認めたときは、当該団体の登録を抹消するものとする。

2 委員会は、必要があると認めたときは、登録団体の活動について事情を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に教育委員会が定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日より施行する。